様式第２８

事業継続力強化計画に係る認定申請書

　　2021年　10月　29日

東北経済産業局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　 　住　　　　　　所　 　山形県山形市花岡１３０

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　　　　 称　 山形県水 株式会社

代表者の役職及び氏名 代表取締役　齋藤　眞

　中小企業等経営強化法第56条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

１　名称等

業者氏名は

代表者の役職名及び氏名　　　代表取締役　齋藤　眞

資本金又は出資の額　　　3,000万円　　 　　常時使用する従業員の数　　　　　23名

業種　　飲食料品卸売業

法人番号　7390001001951　　 　　　　　　　設立年月日　　　1981年7月13日

２　事業継続力強化の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 当社は、鮮度を重視した物流システムの構築と、食品流通の変革により早く対応する目的で、昭和56年に設立されました。水産物・豆腐や納豆など日用品等、日本人にかかすことのできない食品を、より良いシステムで量販店、小売店、業務店の皆さまにお届けするという流通の担い手として社会的使命を持っております。社員ひとりひとりが、かけがえのない一生をかけて働く場として、自らの仕事を通して『人生の喜び』すなわち『生きがい』を見いだせるような企業、そしてさまざまな能力をもった人、多士済済で個性のある人たちが集まり、一つの同じ目標を目指しています。そのためには、公平で風通しのよい社風とチャレンジする精神を評価する風土が大切だと考えます。 |
| 　事業継続力強化に取り組む目的 | 下記３点を目的に、事業継続力強化に取り組む。1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、従業員とその家族の安全と生活および雇用を守る。
2. 事業の継続および早期の復旧により、顧客への影響など

事業への被災被害を極小化する。1. 地域の安全などに配慮し、地域生活の早期復興に貢献する。
 |
| 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 | 当社の事業拠点において、事業活動に影響を与えることが想定される自然災害は、下記の通りである。１．本社（山形県山形市花岡130）〇地震・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率：震度6弱：3％～6％、震度6強：0.1％～3％（J-SHIS）を参照・津波の発生によって想定される浸水なし　（重ねるハザードマップ）を参照〇集中豪雨や台風・洪水による浸水の想定なし。（重ねるハザードマップ）を参照・台風や竜巻などの強風による被害も想定。 |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは地震（震度6弱以上）であり、その被害想定は下記の通り。（人員に関する影響）就業時間中に被災した場合、設備や什器の落下、避難中の転倒などにより、負傷者や行方不明者が発生する。外出中の従業員の中にも負傷者や帰社困難者が発生する。また、道路の通行止め等により、帰宅困難者が発生する。就業時間外（夜間や休日）に被災した場合は、翌営業日の従業員の出社、参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。これらの被害が事業活動に与える影響として、従業員のマンパワー不足、特定の従業員による専任業務の遅延、疲労に伴うヒューマンエラーの発生などにより、復旧作業の遅れ、事業活動の一時停止などの事態が想定される。（建物・設備に関する影響）パソコンが損傷するほか、配管や配線類が断裂するおそれがある。一方、設備は停電が発生すれば、一時的に停止。設備や什器類の一部が利用できなくなるおそれがある。インフラについては、電力・水道・ガスは1週間程度、提供が停止する。これらの被害が事業活動に与える影響として、建物や設備の一部利用不能などにより、復旧作業の遅れ、事業活動の一時停止などの事態が想定される。（資金繰りに関する影響）事業活動の遅れや停止等により、営業収益が減少、その結果、運転資金が逼迫するおそれがある。また、建物や設備に被害が生じた場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。災害により想定されるリスクに対しては、可能な限り保険に加入している。但し、復旧に更なる諸費用が必要になることも想定される。これらの被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇する、復旧費用が捻出できないなどの事態が想定される。（情報に関する影響）事務所内のサーバーやパソコン等が損傷した場合、そこに保存してあるデータの内、バックアップをしていないものについては、喪失のおそれがある。また、一定数の帳票類を紙ベースで保有しているため、火災によって情報を喪失するおそれがある。これらの被害が事業活動に与える影響として、顧客や取引先への対応の遅れなどが想定される。（その他の影響）取引先が被災する。道路の通行止めや公共交通機関の運行停止、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）の供給停止などの事態が発生する。これらの被害が事業活動に与える影響として、従来の事業活動が予定通りに行えないことにより、事業の一時停止、顧客や取引先への対応不備などの事態が想定される。 |

３　事業継続力強化の内容

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 初動対応の内容 | 発災後の対応時期 | 事前対策の内容 |
| １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難 | 発災直後 | ・平常時における、役職員への各種防災情報の周知徹底・災害発生時の行動基準の明確化・状況毎の行動要領の明確化・避難ルートマップの整備・避難場所や避難ルートの周知徹底・帰宅判断基準の明確化・救急セットの設置・食料や応急セット等の備蓄 |
| 従業員の安否確認 | 発災直後 | ・従業員の連絡先リストの作成・NTT「災害用伝言ダイヤル（171）」・各携帯キャリアの「災害伝言板サービス」の利用推進 |
| 顧客への対応方法 | 発災直後 | ・顧客の避難経路や避難場所の周知徹底・避難誘導の手順や体制の明確化 |
| ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 代表取締役を中心とした災害対策本部の立ち上げ | 発災後１時間以内 | ・災害対策本部の設置基準の策定・災害対策本部の体制整備等 |
| ３ | 被害状況の把握被害情報の共有 | 事務所の被害状況と事業への影響の有無の確認 | 発災後12時間以内 | ・被害情報の確認手順の整備・被害情報や今後の見通しについて関係者への報告手順の整備 |
| 取引先及びお客様への被害状況及び復旧の見通し等の報告 | 発災後24時間以内 | ・連絡用文書のひな形等整備・被害情報の共有方法の明確化、　手順の整備 |
| ４ | その他の取組 |  |  |  |

 |

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | ＜現在の取組＞・被災時に道路が寸断されると自動車の利用が困難であると判断、徒歩圏内の担当者が可能な限り早く参集するよう徹底。＜今後の計画＞・道路の通行止め等が想定されるため、徒歩圏内に居住する従業員を緊急参集担当者として任命し、業務や役割について明確化する。・従業員の多能化推進及び拠点間での人員融通の体制を構築する。 |
| Ｂ | 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取組＞・被災時の停電に備え、懐中電灯等の簡易な非常用設備は設置している。＜今後の計画＞・長期の停電に備え、自家発電機の導入を検討する。・地震による落下に備えて、電子機器や重要書類などの保管状況の検討、見直しを行う。 |
| Ｃ | 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保 | ＜現在の取組＞・現在、火災保険に加入しており建物、設備什器、商品を補償の対象としている。＜今後の計画＞・被災した際に、緊急融資が受けられるよう、現在友好な関係を構築しているきらやか銀行、山形銀行との関係を更に強化する。・自社で活用可能な補助金や助成金について、内容・提出先等を事前に調べておく。 |
| Ｄ | 事業活動を継続するための重要情報の保護 | ＜現在の取組＞・パソコンを通じ保存された顧客情報については事務所のサーバー内に保管されているが、データのバックアップが実施されているのは共有ファイルに保存された情報のみである。＜今後の計画＞・重要情報は必ず共有ファイル内に保存するよう役職員に周知徹底する。・重要情報について、保存形態の多様化等を検討する。（クラウドサービスの利用、電子データと紙ベース両方での保管など）・災害対策についての情報交換、緊急時に備えた相互支援のための人的ネットワークを構築する。 |

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 株式会社　置賜総合保険 |
| 住所 | 山形県　南陽市　宮内２９５０－８ |
| 代表者の氏名 | 代表取締役　鹿又　源州 |
| 協力の内容 | 事業継続力強化計画及び申請書類の策定において、記載内容に関する監修を依頼する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |
| 住所 | 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長　金杉 恭三 |
| 協力の内容 | リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組みへの支援、抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定等を行う。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 |
| 住所 | 東京都中央区新川2-27-2 |
| 代表者の氏名 | 取締役社長　加治　資朗 |
| 協力の内容 | リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組みへの支援、自然災害時の事前対策の取組強化についての支援等を行う。 |

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| ・計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役の指揮の下実施する。・市町村等の自治体が公表するハザードマップ等の各種防災情報を定期的に入手、更新するなど、日頃より災害発生に対する情報感度を上げておく。・社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年1回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。・年1回、全従業員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、従業員への教育も実施する。・実態に即した計画となるよう、年1回以上計画の見直しを実行する。 |

４　実施時期

2021年10月　～　2024年10月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（万円） |
| 事前対策 | 建物、設備・什器、商品の復旧費用の支払い | 当該建物にかかる損害保険への加入 | 保険金額建物　20,000設什　15,000商品　5,000 |

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 | 　　　 |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格